

ここがポイント！労働法制最新の動きを学ぶ

～事業者・人事労務担当者の方へ～

労働法制は時代とともに変化しています。平成29年1月からは、育児・介護休業法の改正により育児・介護休業が柔軟に取得できるようになり、男女雇用機会均等法の改正により事業者にはマタハラの防止措置が求められています。

また、労働基準法改正案では、長時間労働の是正や休暇の取得促進、高度プロフェッショナル制度の導入等が予定されています。

さらに、国は同一労働同一賃金ガイドライン案を提示するなど、非正規雇用者の処遇改善など働き方改革に関する取組を推進しています。

本セミナーでは、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法など最新の法改正状況、労働基準法改正案など今後の法改正の動向、同一労働同一賃金など働き方改革に関する国の動きに対応するための実務上のポイント等について学びます。



埼玉県マスコット

「コバトン」

概要

○最新の法改正の内容と対応のポイント

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法(マタハラ)等

○今後の法改正の動向

労働基準法改正案(長時間労働抑制、休暇取得促進、高度プロフェッショナル制度等)等

○「働き方改革」に関する動き

同一労働同一賃金ガイドライン案等

日時

3月6日(月)
14:00～16:00
(受付開始 13:30)

対象

事業者・人事労務担当者
勤労者など関心のある方

定員

50名

料金

無料

講師 社会保険労務士

北岡 大介 氏

会場のご案内

新都心ビジネス交流プラザ 4階 会議室B

〒338-0001 さいたま市中央区上落合 2-3-2

- JR 埼京線 北与野駅 西口前
- JR 京浜東北線・宇都宮線・高崎線
さいたま新都心駅 西口 徒歩8分

会場へは公共交通機関をご利用ください。

新都心
ビジネス交流プラザ



平成28年度 埼玉県労働セミナー

「ここがポイント！労働法制最新の動きを学ぶ」

埼玉県労働セミナーでは、事業者、勤労者、就活中の方に向けて、労働法令や労働関係の身近な問題をテーマに、より良い職場環境づくりに役立つ知識を提供しています。

講師紹介



社会保険労務士 きたおか だいすけ
北岡 大介 氏

- ・元労働基準監督官。退官後、北海道大学大学院法学研究科において、労働関連立法・裁判例等を研究。
- ・その後、大手サービス業に入社し、企業労務担当、人事労務関係出版社を経て独立。
- ・「職場の安全・健康管理の基本」（労務行政）「会社が「泣き」を見ないための労働法入門」（日本実業出版社）など、著書・講演多

●お申込み・お問い合わせ先

埼玉県 産業労働部 勤労者福祉課

電話・FAX・インターネットで受付

TEL 048-830-4518 FAX 048-830-4850

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0808/rodoseminar/index.html>



埼玉県マスコット「さいたまっち」



埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県労働セミナー

検索



平成28年度 埼玉県労働セミナー【事業者向け・3月6日】FAX用申込書

埼玉県 産業労働部 勤労者福祉課 あて

FAX:048-830-4850

事業所名		区分 (○で囲む)	・事業者 ・人事労務担当者 ・勤労者 ・就活中 ・その他()
所在地又は住所	市・町・村		
フリガナ		電話番号	
お名前	(男・女)		
備考欄			

※ご記入いただいた個人情報は、当講座の実施に関する以外には使用いたしません。

※受付は先着順とさせていただきます。

お申込みが定員を超え、受講をお断りさせていただく場合のみ、主催者から連絡いたします。